反社会的勢力調査マニュアル

制定　2019年○月○日

【取引先】

新規取引開始時に全ての取引先について、以下の手順で調査を行う。

１．会社概要調査

　取引開始時において調査担当者は、取引経緯の確認、ウェブサイト・パンフレット等の確認、訪問時の状況ヒアリング等を行う。

２．インターネット情報調査

　下記の手順に沿って、ウェブ検索を用いた調査を行う。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 手順 | 内容 | 該当無 | 該当有 | 備考 |
| ① | グーグル検索による検索オプション画面から「すべてのキーワードを含む」に「会社（団体）名」を入力し、「いずれかのワードを含む」にキーワードを入力し、ウェブ検索100 件目相当までの検索結果を確認する。 | 問題無し | 手順② |  |
| ② | ①で該当した検索結果の内容の中に、問題有りと判断を下すべきものがあるかどうか確認する。 | 問題無し | 手順③ | ※問題無い場合の例意味合いが反社チェックと関係ない。 （「ブラック」でヒットしたが単なる商品色である等）全くの別会社（団体）であることが明らかである。 |
| ③ | 検索結果のリンク先を直接確認する、検索結果の内容について慎重に調査を進める等、当該検索結果の意味合いを吟味しながら、対象が反社会的勢力に該当する懸念がないかどうか確認する。 | 結果を踏まえて判断 |  |
|  |  |  |  |  |
| 【キーワード】行政指導 送検 捜査 逮捕 インサイダー 架空 脱税 申告漏れ 罰金 暴力団 ヤクザ 容疑 反社 事件 違法 違反 疑い 偽装 行政処分 告訴 スキャンダル 罪 不正 ブラック  |

３．記事検索(日経リスク＆コンプライアンス)調査

　日経リスク＆コンプライアンスにおいて、チェック条件を「反社チェック」にした状態で、会社(団体)名を入力の上で、検索を行う。検索結果の見出し及び記事の内容を確認した上で、懸念があるかどうかを確認する。なお、「反社チェック」にて設定するキーワードは下記の通りとする**(下記のキーワードは作成者の設定した一例であり、各社の業態などに応じて独自に設定するのがより望ましいです。)**。

|  |
| --- |
| 【キーワード】(行政指導 OR MDA OR 悪徳商法 OR キャッチセールス OR マルチ商法 OR ねずみ講OR 検挙 OR 送検 OR 捜査 OR 家宅捜索 OR 指名手配 OR 逮捕 OR 摘発 OR 犯罪 OR いたずら電話 OR インサイダー取引 OR 横領 OR 汚職 OR 贈収賄 OR 収賄 OR 贈賄 OR わいろ OR 架空取引 OR 株価操作 OR カラ出張 OR 監禁 OR 機密漏えい OR 脅迫 OR 恐喝 OR 金融犯罪 OR 架空請求 OR スキミング OR 詐欺 OR ヤミ金融OR 偽造 OR 偽札 OR 業務上過失致死傷 OR 業務上過失傷害 OR 業務上過失致死 OR 公務執行妨害 OR コンピューター犯罪 OR サイバーテロ OR ハッカー OR 不正アクセス OR 強盗 OR 殺人 OR 死体遺棄 OR 傷害 OR 銃犯罪 OR 発砲事件 OR 人身取引 OR ストーカー OR 痴漢 OR 売春 OR 援助交際 OR 児童買春 OR わいせつ OR 窃盗 OR 空き巣 OR 車上荒らし OR 万引き OR 脱税 OR 申告漏れ OR データねつ造 OR 背任 OR 爆破 OR ひき逃げ OR 放火 OR 密入国 OR 密輸 OR 密漁 OR 誘拐 OR 拉致 OR 罰金 OR リンチ OR 暴力団 OR 企業舎弟 OR マフィア OR 麻薬 OR アヘン OR ヘロイン OR モルヒネ OR 覚せい剤 OR コカイン OR 大麻 OR ヤクザ OR 容疑 OR 不法 OR 不当要求 OR 反社 OR 特殊知能暴力集団 OR 社会運動標榜ゴロ OR 政治活動標榜ゴロ OR 共生者 OR 事件 OR 違法 OR 違反 OR 疑い OR 偽装 OR 暗躍 OR 行政処分 OR 告訴 OR スキャンダル OR 相場操縦 OR 着服 OR 罪 OR 提訴 OR 判決 OR 不正 OR ブラック OR フロント企業 OR 粉飾 OR 闇 OR 迷惑) AND 会社(団体)名 |

４．取引可否判斷

　上記の調査結果を踏まえて、相手先企業（団体）が、反社会的勢力に該当する懸念がある場合、取引を許可しない。また、判断がつかない場合、必要に応じて帝国データバンク調査等を行い、相手先企業（団体）の信用調査を実施し、法務・コンプライアンス部にて取引可否を慎重に判断する。

反社会的勢力に該当しない場合でも、相手先企業（団体）が公序良俗に反する、又は反するおそれがある場合、法務・コンプライアンス部にて取引可否を慎重に判断する。

なお、一連の調査・判断に関しては、「反社会的取引調査結果」に記録していくものとする。

５．反社会的勢力との関係排除条項

万が一、取引開始前のチェック漏れが発生した場合への備えとして、契約書や注文書等に、必ず反社会的勢力との関係排除条項を盛り込み、当該条項に関する同意を得ることなく、取引を開始及び継続することはないように努める。